

一般社団法人社会情報学会特別会計運用規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）の健全な発展を図るため、特定寄付金を財源とする特別会計（以下「本会計」という。）を設置し、その運用について定めるものとする。

(財源)

第2条 本特別会計の収入は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定寄付金
- 二 国・地方公共団体または公的団体からの寄付金
- 三 雑収入

(使途)

第3条 本会計の使途は、特定寄付金等として明示された使途に要する費用に充てる。

(運用)

第4条 本会計の運用は、会長が理事会の議を経て行うものとする。

(会計期間)

第5条 本会計の会計期間は、定款に定める事業年度とする。

(管理責任者)

第6条 本会計の管理責任者は、会長がこれにあたる。

(会計処理)

第7条 本会計の会計処理は、本学会会計規則により処理する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規則は2016年6月4日から施行する。